

## 建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請（法第22条） 必要書類

## 【事前協議】

必要書類	耐震関係規定に適合している建築物 (省令第33条第1項)		大臣が定める基準に適合している建築物 (省令第33条第2項)	
	第1号	第2号	第1号	第2号
事前協議申込書	<input type="checkbox"/> 様式第3	<input type="checkbox"/> 様式第3	<input type="checkbox"/> 様式第3	<input type="checkbox"/> 様式第3
委任状	<input type="checkbox"/> (任意様式)			

## 【認定申請審査】

必要書類	耐震関係規定に適合している建築物 (省令第33条第1項)		大臣が定める基準に適合している建築物 (省令第33条第2項)	
	第1号	第2号	第1号	第2号
省令で定める様式	<input type="checkbox"/> 別記第12号様式	<input type="checkbox"/> 別記第12号様式	<input type="checkbox"/> 別記第13号様式 <input type="checkbox"/> 別記第6号様式 ※1	<input type="checkbox"/> 別記第12号様式
委任状	<input type="checkbox"/> (任意様式)			

## 【共通図書】

必要書類	耐震関係規定に適合している建築物 (省令第33条第1項)		大臣が定める基準に適合している建築物 (省令第33条第2項)	
	第1号	第2号	第1号	第2号
検査済証	—	<input type="checkbox"/> 検査済証	—	<input type="checkbox"/> 検査済証
評価機関による評価書	—	—	<input type="checkbox"/> 評価機関による評価書 ※2 ※3	—
耐震診断等概要表	—	—	<input type="checkbox"/> 様式第1号 ※4	—
耐震診断を行ったものが耐震診断資格者であることを証する書類 (省令第5条第1項各号に掲げる者)	—	—	<input type="checkbox"/> 建築士免許証の写し ※5 <input type="checkbox"/> 登録資格者講習修了証明書の写し ※5 <input type="checkbox"/> その他 ※5 ※6	—
建築物現況調査書	<input type="checkbox"/> 様式第6号 <input type="checkbox"/> 現地調査写真他 ※7	<input type="checkbox"/> 様式第6号	<input type="checkbox"/> 様式第6号 ※8 <input type="checkbox"/> 現地調査写真他 ※9 ※10	<input type="checkbox"/> 様式第5号
耐震改修工事施行状況確認書	—	—	<input type="checkbox"/> 様式第3号 ※10 <input type="checkbox"/> 現地調査写真他 ※10 ※11	—
構造計算書	構造計算書 <input type="checkbox"/> (省令第28条第1項表(ろ)項)	—	<input type="checkbox"/> 構造計算書 (省令第28条第2項)	—
図面	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 各階床伏図 <input type="checkbox"/> 小屋伏図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図	—	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 基礎伏図 <input type="checkbox"/> 各階床伏図 <input type="checkbox"/> 小屋伏図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図	—

法：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

省令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

府細則：大阪府建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（大阪府規則第5号）

実施要領：大阪府建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則実施要領

※1 木造の構造部分を有する場合のみ

※2 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会による

※3 法第17条第3項の計画認定を受けて耐震改修を行った場合は、認定通知書と工事完了証をもってかえることができる

※4 木造建築物の場合は不要

※5 改正法施行日前に耐震診断・耐震改修の計画を行っている場合は不要

※6 省令第5条第1項第2号の規定により国土交通大臣が定める者であることを証する書類

※7 申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを示す書類

※8 耐震改修工事施行状況確認書と第三者機関評価書をもってかえることができる

※9 申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを示す書類

※10 法第17条第3項の計画の認定を受けずに耐震改修を行った場合のみ

※11 改修の工事が適切に行われているかどうかについて調査した結果を記載した書類

注）各図面及び構造計算書の明示すべき事項については、省令第33条各項を参照のこと